



地域包括支援センターです

■ 問合せ 地域包括支援センター(保健福祉課内) ☎ 47-8009
 社会福祉協議会地域包括支援センター(今庄福祉センター2階) ☎ 45-1170
 // 河野支所(河野保健福祉センター1階) ☎ 48-2260

～認知症について学びました～

6月に実施された合宿通学と7月の「介護予防サポーター養成講座」にて「認知症サポーター養成講座」が行われました。まず、認知症という病気は高齢者に多く、もの忘れが増えて毎日の生活が不便になることや、記憶の仕組みと認知症になりやすい生活習慣、予防方法などについて理解しました。次に、認知症であっても周りの接し方次第で症状が良くなることや接し方のポイントを、寸劇を通じて学びました。参加された小学生や介護予防サポーター養成講座受講者の方々からは、「やさしく接したいです」「おじいちゃん、おばあちゃんとたくさん話そうようにしたいです」「相手の立場にたって話を聞いていきたい」など、地域において認知症の方やご家族を温かく見守る応援者として、これからの活躍が期待できる感想をいただきました。



介護予防サポーター養成講座にて



合宿通学にて

消費者通信 【第7号】

私たちの生活にひそむ身近な消費者トラブルや
製品情報について、定期的に情報発信していきます。



あの手この手であなたを狙う『悪質商法』

悪質業者の手口は巧妙で、社会情勢の変化に合わせてさまざまなテクニックを使ってきます。だましの手口をよく理解し、被害を未然に防ぎましょう。

1. 利殖商法

「必ずもうかる」「値上がり確実」など、高い利益が得られるとあって投資や出資の勧誘をしてきます。(例)未公開株、社債、先物取引など

- 対策**
- 投資にはリスク(損をする可能性)があることを理解する
 - 「絶対に損はさせない」「あなただけ」などのセリフを信用しない

2. 当選商法

「あなたが当選しました」「特別に選ばれた」などといって、商品やサービスを販売しようとしています。(例)海外宝くじ、旅行、着物など

- 対策**
- 応募していないのに当選することはないので、真に受けない
 - 当選したと偽って、お金を払わせることに注意する

3. 送り付け商法

注文していない商品を一方向的に送り付け、代金引換などでお金を払わせようとしています。(例)生鮮食品、健康食品、書籍など

- 対策**
- 受け取る前に送り主を確認する
 - 一方向的に送り付けられた荷物は「受取拒否」する

困ったときは、福井県消費生活センターあるいは役場総務課にご連絡ください。

■ 問合せ 福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102 総務課 ☎ 47-8000